

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社明生電気商会（所在地 石川県金沢市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成30年 4月26日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 弘 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 高橋 孝広 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社明生電気商会	石川県金沢市二口町イ22番地1

2. 指名停止措置期間：平成30年4月26日 ～ 平成30年7月25日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の代表取締役が、石川県発注の平成29年3月30日に入札が行われた大日川ダム電気制御設備等保守点検業務の指名競争入札に関し、他の入札参加者に談合を持ちかけ、事前に入札予定価格を調整していたとして、平成30年2月25日に談合の疑いで逮捕され、平成30年3月16日に談合罪で略式起訴された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第10号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 件	期 間
1～9 略	
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 <u>他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</u> （第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内
11～16 略	